

誓 約 書

年 月 日

旭 川 市 長

住 所

氏 名

署名又は
記名押印

旭川市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）交付申込みに当たり、法令等遵守について説明を受け、次のことについて誓約します。

- 1 旭川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守します。
- 2 補助金の交付を受けて浄化槽を設置したときは、浄化槽法第 10 条第 1 項に規定する保守点検及び清掃を、適正かつ確実に実施します。
- 3 補助金の交付を受けて浄化槽を設置したときは、北海道知事指定の検査機関である北海道浄化槽協会が行う浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく法定検査を確実に実施します。
- 4 「2」、「3」の結果等に対し、旭川市が必要と認めて行う指導を受けた場合は、責任を持って速やかに改善措置を行います。
- 5 補助金により浄化槽を設置する住宅は、賃貸・販売等事業目的ではないことを約束します。
- 6 申込みが予算額を超えた場合は、抽選で補助金交付申請対象者を決定すること及び抽選方法についての説明を受け、納得の上で申し込みます。
- 7 建物解体等で浄化槽の使用を廃止する場合は、浄化槽廃止届出書により報告します。
- 8 おおむね 1 年以上にわたり浄化槽の使用を休止する場合は、清掃の記録を添えて浄化槽休止届出書により報告します。なお、使用を再開する場合は、浄化槽使用再開届出書により報告します。
- 9 浄化槽管理者が変更となる場合は、浄化槽管理者変更報告書を提出します。

誓 約 書

年 月 日

旭 川 市 長

住 所

氏 名

旭川市浄化槽設置整備事業補助金（以下「補助金」という。）交付申込みに当たり、法令等遵守について説明を受け、次のことについて誓約します。

- 1 旭川市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定を遵守します。
- 2 補助金の交付を受けて浄化槽を設置したときは、浄化槽法第 10 条第 1 項に規定する保守点検及び清掃を、適正かつ確実に実施します。
- 3 補助金の交付を受けて浄化槽を設置したときは、北海道知事指定の検査機関である北海道浄化槽協会が行う浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく法定検査を確実に実施します。
- 4 「2」、「3」の結果等に対し、旭川市が必要と認めて行う指導を受けた場合は、責任を持って速やかに改善措置を行います。
- 5 補助金により浄化槽を設置する住宅は、賃貸・販売等事業目的ではないことを約束します。
- 6 申込みが予算額を超えた場合は、抽選で補助金交付申請対象者を決定すること及び抽選方法についての説明を受け、納得の上で申し込みます。
- 7 建物解体等で浄化槽の使用を廃止する場合は、浄化槽廃止届出書により報告します。
- 8 おおむね 1 年以上にわたり浄化槽の使用を休止する場合は、清掃の記録を添えて浄化槽休止届出書により報告します。なお、使用を再開する場合は、浄化槽使用再開届出書により報告します。
- 9 浄化槽管理者が変更となる場合は、浄化槽管理者変更報告書を提出します。